

経済建設常任委員会会議録

平成24年 9月24日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:16

案 件

1. 議案第74号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
2. 議案第75号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
3. 議案第83号 市道路線の廃止
4. 議案第84号 市道路線の認定
5. 認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定
6. 認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
7. 認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定
8. 請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願

9. 所管事務調査(市営住宅の払い下げについて)

報 告

1. 飯塚市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の策定について(農林振興課)
2. 飯まちプレミアム商品券の発行について(商工観光課)
3. 鉱業権の延長について(商工観光課)
4. 工事請負契約について(上下水道部 総務課)
5. 工事請負契約について(契約課)
6. 明星寺地区採石場周辺市道について(土木管理課)
7. 市道上における人身事故について(土木管理課)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第74号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第74号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」について補足説明いたします。別冊の「水道事業会計補正予算(第2号)」と記載しています予算書の1ページをお願いします。水道事業会計予算の補正につきましては、浄水場運転管理等業務と上下水道料金収納等事務の委託契約がともに平成24年度末に満了となることから、25年度以降の委託を行うことについて、予算第5条の債務負担行為として定めるものです。

浄水場運転管理等業務と上下水道料金収納等事務をあわせ、29年度まで5年間の委託、限度額16億8241万1千円と定めるものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

委託先はどこですか。

上水道課長

今の質問は業者の選定も含めてと思いますが、業者の選定につきましては飯塚市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに沿いまして、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案しまして、総合的な見地から最適な事業者を選定いたしております。それにつきましては、飯塚市のプロポーザル方式実施ガイドラインに沿って進めてまいります。

瀬戸委員

多分特殊な管理事業になっていくかと思うんですが、市内の業者さんでこういうことをできる業者さんがいらっしゃいますか。

上水道課長

さっき言いました実績、それからさまざまな点から勘案した中で、市内ではないということでございます。

瀬戸委員

今までは上下水道局のほうで管理をしてこられたんだと思いますけど、もう委託はされてあるんですか。委託をしてどのくらい経ちますか。

上水道課長

浄水場の運転管理は平成18年度に第1回目、それから3年契約で2回目、また3年契約で3回目、現在3回目を進んでおります。

瀬戸委員

平成18年からということで、以前のこういう管理委託されてですね、どのくらい費用効果があったんでしょうか。

上水道課長

既に浄水場の運転管理業務と料金の収納業務につきましては、民間に委託しております。直営での業務費用と民間委託での業務費用の効果につきまして、人件費等で年間8千万円でございます。

瀬戸委員

いわゆる、市がやっているときよりも8千万円安くなったということですね、年間。それから、今3年で業務委託をされてこられて、今度3度目ですけど、1回目と2回目との金額が同じなのか。プロポーザルでやってその委託業者先が変わったか変わっていないか、私は存じ上げていませんけど、値段が下がっているのか。その辺はどうでしょう。

上水道課長

ちょっと詳しく説明しますけど、1回目はまだ合併前の旧飯塚市で考えた方式でございまして、当時まだ直営で飯塚市は浄水場を運転管理しておりまして、その2つの浄水場、飯塚市浄水場を委託いたしまして、その当時は1年間という契約でございましたので、当然、先ほど言いました人件費の効果がございまして、2回目につきましては合併した後の浄水場を委託いたしまして、周りの浄水場が行財政改革によりまして囑託職員などになりまして、若干費用効果は落ちましたけども、効果としてはありました。

瀬戸委員

若干、金額が前回の委託先から、それもよく私は知りませんよ、変わったのかどうかですね、委託先が。金額的には毎年こういう委託を今度5年間ですか、出される場合に、予定価格というのは下がってくるんですか。それとも同じ横並びなんですか。

上水道課長

先ほど言いましたように、新たに、既に委託を入れております。複数年も3年とか5年とか、そういうことで新しい委託を進める中で効果は出ております。若干の効果は出ております。ただ言いましたように、人件費等は直営から民間に変わりましたので、その費用というのは変わりません。

瀬戸委員

当然、官公庁がやっている時よりは下がると、8千万円。これ大きいですね、年間8千万円というのは。今まで3年、3年と言われておりますけど、今回5年になってますけど、これ何か理由はありますか。

上下水道部総務課長

3年間を5年間にした理由についてでございますけども、コスト削減等の効果をより得るために3年から5年というふうな形にしたものでございます。

瀬戸委員

多分そうじゃなかろうかなと思ってますけど、3年間で委託料が出ます。5年間にすると少しそれより下がってくると。費用を少しでも削っていこうということやってあるんだろうと思います。できましたら、いま言ってるように技術的に大変な仕事だろうと思いますけど、地元のそういう水道関係のこういう機械関係ですか、でできる業者さんとか、十分にこうおられるんやったらその中でですね、地元業者が優先ということやってますので、少しでもそのお手伝いができるような形に持っていかれるように、するというのは難しいでしょうから、そういう形なるべく考えていただいたらと思います。これ要望しておきます。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第74号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第75号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」について、補足説明いたします。別冊の産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」と記載しています予算書の3ページをお願いします。産炭地域小水系用水道事業会計予算の補正につきましては、ただいま説明しました浄水場運転管理等業務の委託において、産炭地域小水系用水道事業に係る費用を按分して、同じように債務負担行為として限度額348万1千円と定めるものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第75号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 市道路線の廃止」及び「議案第84号 市道路線の認定」、以上

2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第83号 市道路線の廃止」及び「議案第84号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書18ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は3路線、延長368.2メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号、1番から3番の路線が平恒住宅団地取り壊しによる市有地の用途廃止に伴い、路線の廃止を行うものです。なお、路線箇所は19ページに記載しております。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は1路線、延長108.3メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号、1番の路線が国道201号飯塚庄内田川バイパス事業に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は21ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

議案第83号は市道廃止の議案ですけれど、再度確認させていただきたいんですけど、これは市営住宅の廃止に伴って市道を廃止するということですよ。

土木管理課長

質疑されていますように、市営平恒北明団地の用途廃止を行いまして、これを廃止するため、市道路線を廃止するものでございます。

道祖委員

ちょっと関連、直接的な質疑にはならないかもわかりませんが、この市道を廃止してこの市営住宅は取り壊して更地にするというふうに理解していいんですか。

土木管理課長

この市営住宅はもう既に取り壊しが行われております。

道祖委員

この跡地利用についてはどうなっているのかというのはあるんでしょうか。

建築住宅課長

現在、跡地につきましては、所管課のほうでいま調整をしているところでございまして、まだ調整委員会等がありますので、鋭意準備をしているところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第83号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第84号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

認定第14号から16号までの決算の認定につきまして、一括して補足説明いたします。

まず「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計の決算」につきましては、別冊の決算書の1ページをお願いします。収益的収入・支出では、収益的収入の決算額は20億3191万8738円となり、予算に対し818万1262円の減収となっております。また、収益的支出の決算額は18億9639万1079円となり、4299万6921円の不用額が生じております。主な要因としては、配水及び給水費の委託料の入札残、修繕費の執行残、受託工事の減少によるものであります。

2ページをお願いします。資本的収入・支出では、資本的収入の決算額は9億9069万8266円となり、予算に対し2億9642万4734円の減収となっております。減収の主な要因としては、継続費として予算に定めていました配水施設整備事業の翌年度への通次繰越に伴い、その財源としていた企業債及び出資金等が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は18億327万9582円となり、翌年度に繰り越す2億4000万円を差し引いた不用額は1億2989万5418円となっております。主な要因としては、各事業の工事請負費の入札残等によるものであります。

次に3ページから4ページの損益計算書につきましては、4ページの下から3段目に記載しておりますように、当年度の純利益は8373万2949円となっております。この結果、前年度からの繰越の利益剰余金を加えた当年度の未処分利益剰余金は3億2791万3765円となっております。

以上が、水道事業会計決算の概要ですが、11ページから35ページに決算付属書を添付しております。

続きまして、「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算」について、補足説明をいたします。37ページをお願いします。決算報告書の収益的収入・支出では、収益的収入の決算額は3058万5066円となり、予算に対し14万3934円の減収となっております。また、収益的支出の決算額は3524万1604円となり、126万6396円の不用額が生じております。

38ページをお願いします。資本的収入・支出では、資本的支出の決算額は1054万5489円となり、235万5511円の不用額が生じております。不用額の主な要因としては、改良事業の工事請負費の入札残によるものであります。

次に39ページから40ページの損益計算書につきましては、40ページの下から3段目に記載しておりますように、当年度の純損失は514万2238円となっております。この結果、前年度からの繰越欠損金を加えた当年度の未処理欠損金は1億7690万9708円となっております。

以上が、産炭地域小水系用水道事業会計決算の概要ですが、45ページから53ページに決算付属書を添付しております。

続きまして、「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算」について、補足説明をいたします。55ページをお願いします。決算報告書の収益的収入・支出では、収益的収入の決算額は13億1955万8825円となり、予算に対し606万825円の増収となっております。これについては、下水道使用料等の増によるものであります。また、収益的支出

の決算額は12億1471万6597円となり、3309万403円の不用額が生じております。不用額の主な要因としては、営業費用、管渠費の工事請負費、処理場費の委託料、修繕費等の減少であります。

56ページをお願いします。資本的収入・支出では、資本的収入の決算額は7億9798万9366円となり、予算に対し5億6048万3634円の減収となっております。減収の主な要因としては、補助対象工事等の繰越等によりその財源としていた企業債、国庫補助金等が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は15億817万2594円となり、翌年度に繰り越す4億1900万円を差し引いた不用額は7752万6406円となっております。不用額の主な要因としては、施設改良費の工事請負費等の入札残、事務費の補償金の執行残等によるものであります。

次に57ページから58ページの損益計算書につきましては、58ページの下から3段目に記載していますように、当年度の純利益は8287万9457円となっております。

以上が、下水道事業会計の決算の概要ですが、65ページから87ページに決算付属書を添付しております。

なお、3事業会計の決算書とは別に決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、認定第14号から16号についての補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思います。資料要求はありませんか。

(な し)

資料要求はないということですので、本案3件は慎重を期して閉会中に審査するというところで、いずれも継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本請願につきましては慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。道祖委員から「市営住宅の払い下げについて」、所管事務調査をした旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

道祖委員

飯塚市の財政厳しい折、公営住宅の件数をいま減らそうとしていって努力されておるところでございますけれど、これに関連してですね、建築年数がずいぶん経っているもの、30年40年経っているものについてはできるだけ市が管理するのではなく、払い下げをしたほうがいいのではないかという観点から、いろいろと質問させていただきたいと思っております。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「市営住宅の払い下げについて」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「市営住宅の払い下げについて」、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「市営住宅の払い下げについて」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

道祖委員

先ほど、市道路線の廃止について質疑させていただきました。この団地も木造というか跡地の利用が、路線廃止した後の跡地の利用については明確な答弁をいただけなかったわけですが、こういうような土地が市内各所に多々あるのではないかと思います。払い下げを考えていったほうが今後の管理運営費等を思うとよろしいんじゃないかと思うんですけど、できるならば、中高層は多少無理かもわかりませんが、低層の住宅で年数が相当経過している住宅があると思いますけれど、考えられる住宅がどれくらい市内各所にあるのか、まずお尋ねいたします。

建築住宅課長

その住宅につきましては、払い下げの基準というのがございます。それで譲渡基準というのがございまして、譲渡できる条件がいろいろございますが、その中でいくつか抜粋をいたしますと、1つに中高層の耐火性能を有する共同住宅以外の住宅であること、それから2つ目が建設後耐用年限の4分の1を経過している住宅であること、それから3番目が入居者、これは団地を形成している場合におきましては原則としてその全戸の入居者がその譲渡受けを希望しており、かつ譲渡の対価の支払能力があること、というようなことになっております。そのような条件に当たりましては、耐用年数の4分の1を経過したものであるというのがございましたが、それから中高層の耐火性能以外の住宅ということから判断をいたしますと、昭和40年代に建設されました住宅団地であればほとんどが払い下げそのものは可能になってくるかと思えます。しかしながら、払い下げなど譲渡といえますのは例外的に行わなければならないというような基本原則がございまして、その全てが対象になるとはちょっと考えられないと思っております。例えば、その1つの団地そのものを払い下げするには、入居者が組織します団体とか営利を目的としない法人とかに限定されるという法の縛りもありますので、その分については非現実的であろうかと考えております。

じゃあ現実的に払い下げができる住宅はどんなものがあるかということになりますが、一戸建ての住宅に限られてくるのではないかと考えております。市内に一戸建ての住宅がどのくらいあるかといいますと、勝盛団地、緑ヶ丘団地の2カ所、また潁田地区におきましては石丸団地、東勢田明治団地、それから上勢田団地、小峠団地の4カ所がございまして、中にはもう既に更地になっていたり、空き家を含めましてそれぞれ残っている戸数といたしましては、勝盛団地が9戸、緑ヶ丘団地が3戸、石丸団地につきましては103戸、東勢田明治団地は5戸、上勢田団地が1戸、小峠団地は2戸の、合計123戸となっております。しかしながら、この中で勝盛団地と緑ヶ丘団地につきましては、入居者に対しまして他の団地への住み替えを現在お願いしているという状況でございます。入居者との条件が折り合い、住み替えが実現した場合には行政財産の用途廃止等行いまして、当該団地の一括の払い下げということ考えていきたいと思っております。

また次に、石丸団地、それから東勢田団地、明治団地、上勢田団地につきましては木造長屋建ての市営住宅と隣接しておりますので、当該団地全体を一括で払い下げするというようなことは現実的には難しいかと考えております。しかしながら、現在入居者にそれぞれ1戸ずつ当該住宅とその敷地を払い下げることが可能であると考えておりますので、小峠団地を除く潁田地区の109戸につきましては入居者と条件等の折り合いがつけば、それぞれに払い下げすることができないだろうかということ現在考えております。

空き家、また更地になっている部分につきましては、宅地等で払い下げも可能ではないかということも考えておりますし、また小峠団地につきましては2戸とも現在空き家になっており

ますので、解体後はそういう払い下げ等の可能性もあるかなということで、現在のところ考えております。

道祖委員

今いろいろと説明していただいたんですけども、可能ではあるのではないかと考えてますということですけど、やるかやらんかですよね。やるならやるということで積極的に取り組んでいかないと。たしか4千戸を超える市営住宅があって、その管理費が相当なものかかってきている。建て替えの問題もある。そういうことを考えると、その空き家になっている所は早く処分していく。地元の入居をされている方の合意が取れるならば、もう払い下げていく。そういうことをきちっと計画を持ってやっていかないといけないのではないかと思いますけれど、どう思っているんですか。

建築住宅課長

先ほど説明しましたように、払い下げ可能な住宅というのはかなりございます。しかし、まだその中にいろいろな課題というのがございまして、そのほかにもいろいろとクリアをしていかなければならない問題というのがございますので、それ以前にまず市としての方針を固める、もう少しははっきりとした方針を固める必要があると思っております。次の段階といたしましては、県、それから国とも調整を図る必要がございますので、こういった課題というのを一つ一つクリアしていきながら、払い下げに向けた取り組みを行っていきたいというふうに、積極的に行っていきたいと考えております。

道祖委員

法律が変わってきて来年4月から公営住宅に対してはいろいろなこう、入居基準とかですね、設備とかそういうものについては参酌基準でやっていかななくちゃいけない。それは地方自治体の自主性を認めているということなんですよ。認めていっているということなんですよ。だから、こういう問題についても県と国と相談しながらということはそれはもちろん大事なんですけど、市としてやはり、課長、積極的にと言いましたけど、その積極的がいつまでが積極的かちょっとよくわからないんで、きちっとした計画をね、やはりお忙しいとは思いますが、春ぐらいまでには出して、今後のあり方について示していただきたいなと思っておりますので、期待して待っております。よろしくをお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の策定について」、報告を求めます。

農林振興課長

林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献することから、公共建築物については可能な限り木造化、木質化を図るとの考え方に国の方針が転換されましたことから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月1日に施行され、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が平成22年10月4日策定され

ました。これを受け「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」が平成24年1月30日に策定されました。

これらの方針に基づき、本市におきましても関係各課で組織する「飯塚市公共建築物等における木材の利用推進委員会」を設置し、本市の方針策定作業に入りましたことを6月25日開催の経済建設委員会でご報告しておりました。

同推進委員会の方針案を作成し、本年8月16日の庁議におきまして「飯塚市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定いたしました。

今後はこの方針に基づきまして、飯塚市の公共建築物等において木造化・木質化を図ることによって木材の利用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

資料として、方針を添付いたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

やっとな飯塚市の方針が本日提案されておるところでございますけれど、平成22年にこの法律が定められ約2年間かかってきょうの日があるわけですけど、この間いろいろと早く方針を決めるべきだということを言ってきたわけですけど、この2年間の間に法律が定められて、2年間の間、飯塚市内ではそれぞれ公共建築物が建設されてきております。それに対して、その2年間の間、どういう考え方で取り組んでこられているのか。どれぐらいですね。法律は既にできていたわけです。方針も定めることは法律で決められていたわけです。その間に公共物はいろいろできてきているわけです。その中に、どれぐらいの木材が利用されていっているのか、そういうことについて把握されているのかどうか、お尋ねいたします。

農林振興課長

大変申しわけございません。把握ができておりません。ただ、現在、穎田小中一貫校が建設中ということでございますが、この穎田小中一貫校につきましては本方針の策定前から事業が着手されております。現在、その小中一貫校につきましては床や腰壁、それから教室間の境界部分について木質化を予定しておるといって聞いております。

道祖委員

もう1点、具体的に。木材という中に合板は含むのかどうか。

農林振興課長

含むものというふうに考えております。

道祖委員

今般、この方針の中では、飯塚市公共建築物等における木材の利用推進委員会を設置するというふうになっております。方針が出てですね、その公共物にどれぐらいの木材が使われる、使っていく、使われた、そういうことについてはどういうふうに私ども議員、議会もしくは市民の皆さまに報告されるのか。報告に対してどういうふうに考えられておるのか、お尋ねいたします。

農林振興課長

具体的に、どういうふうに報告をさせていただくかということにつきましては、現在まだ詳細は決定しておりません。

道祖委員

方針を決めてあとチェックしないということは、結果として何もしてない、方針を守ってない、そういうことになっていくと思うんですけどね。そういうところが肝心じゃないのかと、私は思いますよ。あなた方、委員会を設置するんでしょう。今日まで関係部署と話をしてですね、この方針を決めてるんですから、当然方針を決めたならばいま建て替えようとしている小中一貫校にしてもいま実際に建設されていっている自校方式の調理場ですか、またはミーティ

ングルームですか、そういうものに対してどれぐらいの木材が使われていっているのか。それが設計上で適切な量なのかどうか。そういうことについてもやはりきちっと把握して報告する義務があると思いますけど、今後これについてどういうふうに取り組むか、考え方を示してください。

農林振興課長

具体的な形というものはまだ現在持ち合わせておりませんが、現在考えておりますことにつきましては、各建築物におきまして使用された木材の使用量を把握し、そのことをご報告することになるかというふうに考えております。

道祖委員

梁とかそういう見えない所もあるでしょうし、腰壁とかそういう見える所、そういうふうに見える所、見えない所というのがあるんで、そういうふうにも木をどれぐらい使ったという量を示すときにはそういう見える所、見えない所とか、そういう具体的にわかるようにする必要があるのでないかというふうに思っております。

それとともに、もう1点。第1の1項の(2)ですね。市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物に対していろいろ指導するように書かれておりますけれど、これはどういう形で指導していくのか、その辺についての取り組みの考えはありますか。

農林振興課長

失礼しました。この市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物ということにつきましては、関係課を通じまして対応することになるかというふうに考えております。公共建築物の場合はその多くが補助制度に基づきまして建築されると思いますので、当然、関係課が把握することになりますので、その時点で対応してまいるといふふうに考えております。

道祖委員

この法律とその方針ですね、これは罰則規定はないと思っておりますけれど、やはり法律の趣旨はおわかりのとおり、環境問題等を含んでおるわけですから、そういう趣旨に則ってこの方針が出てきているわけですから。市のやつはですね、皆さん、職員だからある意味ではコントロールできると思うんですよね。だけど、その市以外のところについてはなかなか難しい点が出てくるのではないかと思いますので、やはり方針を決めた以上はもう関係各課を通じて業者さん等にこういうふうになっていきますと、協力を求めて。そして、その結果もできればお忙しいとは思いますが、把握していただくように、このことを要望して終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

瀬戸委員

過ぎていく要望になると思いますが、いま道祖委員が言われたように、せっかく平成22年に、2年前に国が法律をつくったと。やっと飯塚市はそれに対する促進に関する方針と。どんどん促進をしていってもらわなくてはいけないんですけど。2の(3)に、備品等における木製品の利用促進と。机とか椅子とか書いてありますけど、これ熊本の小国町で以前も言ったと思いますけど、机、椅子を木に入れ替えたと、学校ですね。そしたら非常にアレルギーとか病気が少なくなったという結果が出ています。これ、九大か何かが出していました。そういうことがありますので、せっかく方針をつくったわけですから、いろんな所にやっぱり勉強に行ってもらって、いま言ったようにCO2の問題からきたものなのでしょうけど、現実に使っている所でいろんなものを見ていただいて、そしてどんどん促進をやっていたいただきたいと強く要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯まちプレミアム商品券の発行について」、報告を求めます。

商工観光課長

飯まちプレミアム商品券の発行についてご報告いたします。

本商品券につきましては、飯塚商工会議所が飯塚市商工会と連携し、市内での消費需要の喚起及び個人消費の拡大を図ることによりまして、市内商業の活性化を図ることを目的として、平成21年度から発行しておりますが、本年も10月1日から販売開始となりますので、その概要についてお手元に配付しております資料に基づき、説明させていただきます。

商品券の販売価格は10,000円で、500円券の22枚綴り、11,000円分となっております。プレミアム率は10%となっております。また、発行部数は20,000冊で、販売総額は2億円、プレミアム分を含む発行総額は2億2千万円となっております。これは昨年と同様でございます。

販売期間は、昨年度より開始が約1カ月遅く、10月1日から12月27日までとなっております。使用可能期間は、昨年同様、翌年の1月31日までとなっております。

昨年度と変更になっております点は、プレミアム分の負担割合が昨年度は県3割、市7割でしたが、本年度は県が3割、市が5割、そして取扱店が2割となっております。

販売方法、取扱店舗につきましては、資料に記載のとおりでございます。

取扱店舗数につきましては、9月21日現在、318件の登録となっております。

なお、中心商店街では、10月6日及び7日の土日2日間、飯塚市商店街連合会事務局にて、購入者へ先着500セット限定で、新たに中心商店街で使える1,000円分の商品券をプレゼントし、販促に努めることとなっております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「鉱業権の延長について」、報告を求めます。

商工観光課長

鉱業権の延長について、ご報告いたします。

本市では、鉱業法に基づき、庄内地域の綱分及び山倉地区に2鉱区の鉱業権を設定しておりますが、本年8月末日をもってその認可期限が到来しましたことから、今回、お手元に配付しております資料のとおり、この2鉱区の鉱業権につきまして、平成24年9月1日から平成26年8月末日までの2年間、鉱業法第62条に基づく事業着手の延期認可申請を行っておりますので、その内容及び経緯についてご報告させていただきます。

本鉱業権につきましては当初、旧庄内町におきまして鉱物の開発を行うことによって町政の振興を図ることを目的として、昭和37年6月議会に2鉱区の鉱業権設定の議案が上程、可決され、昭和38年4月11日付で国の認可を受けたものでございます。

2鉱区の鉱業権の設定内容としましては、資料に記載しておりますとおり、ともに石灰石の採掘権で、登録第2472号が綱分1番地の1外10筆で面積は1,094アール、登録第2473号が山倉1番地外1筆で面積は373アール、2鉱区の合計面積は1,467アールとなっております。

当初の認可後は、財政的な事由、経済情勢により採算が取れないことを事由として、これまで事業の着手を延期してまいりましたが、平成24年1月21日付で鉱業法の一部を改正する法律が施行され、それに伴いまして、実態として事業が行われていない鉱区については、適正な主体により合理的な資源開発が行われるよう厳格に運用されることとなり、これまでのように経済的事情により採算が取れないことを事由としての事業着手の延期や事業休止が認められ

ないこととなりました。

このようなことから、市の環境保全、鉱害防止を目的とした鉱業権の維持について、認可権者であります九州経済産業局と協議を行ってまいりました結果、配付資料の「8. 事業着手の延期の理由」の中段以下に記載しておりますように、本市としては経理的基礎・技術的能力を有し、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれのない十分な社会的信用を有する事業者で、事業実施に伴う粉塵や騒音などのさまざまな生活環境の保全に係る課題を解決するとともに、地元住民の合意が得られる事業者が現れば、本鉱業権について移転することを認めざるを得ないということを条件として、そうした事業者が現れるまでは、本市が引き続き本鉱業権を保有することとして、今回の延期申請を行っているものでございます。

なお、国の認可につきましては、今月末頃を目途におりる予定となっております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

この鉱業権、飯塚市、旧庄内町、いま飯塚市の土地もその飯塚市の土地かと思われませんが、実質的に分けてくださいと言ってきているところはありませんか。

商工観光課長

旧庄内時代及び合併後も含めまして、いくつかの業者から鉱業権及び市有地の払い下げについて要望がございました。これまで、協議が整うまでには至っておりません。その背景、要因といたしましては、本鉱区近隣で行われておりました石灰石の採掘、そういう事業におきまして粉じん、降灰等による被害が発生していたという事実等があります。地元住民としましても、採掘事業の実施については今のところ反対の意向というものがあまして、同意が得られていないところがございますので、本市としても以前本会議でも答弁しておりますけども、新たな鉱害発生のおそれがある、また地元住民の同意が得られていないそういう状況の中では、すぐに払い下げができるというふうな状況ではないということ、今のところお断りしているということでございます。

しかしながら、今回鉱業法のこういう改正がっております。この趣旨というのが先ほどご説明しましたように、適正な事業者により適正な有効な資源開発が行われるようにということで条件がつけられております。ということは、市がずっとこれを保有していくということがなかなか困難な状況にもなっておりますことから、改正法の趣旨に基づきまして今回の事業着手の延期認可申請に記載しておりますとおり、そういう適正な事業者、そしてその課題等をクリアできる事業者、そういうものが出てこられましたら、それについては慎重に対応しながら地元ともきちんと話をしながら、鉱業権の移転については検討する必要があると今後出てくるということで認識しております。

瀬戸委員

一番大切なのは、いま言った粉じんとかいろんな鉱害問題と、地元の方の同意が一番大切であろうかと思えます。これは今の話を聞いていると、当然、そこにほしいと手を上げてこられた方がいらっしゃったら、地元との同意はその業者さんというか、その買主さんのほうがやられると。これは市が中に入って、改正法がどうのこうのと言われましたけど、市のほうも協力してということになりますか。その辺をちょっと詳しく聞かせてください。

商工観光課長

委員がおっしゃいますとおり、もちろん地元のほうとは市も中に入って業者さんとの連携ということは図らせていただきたいと考えております。今回、こういう法の改正がっておりますので、これにつきましてもこの趣旨等につきましては地元の自治会の方にご説明をするということでは進めております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」、報告を求めます。

上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結につきまして、お手元にお配りしております資料により報告いたします。

A 4 横書き「工事請負契約報告書(上下水道部総務課)」と記載しています資料をお願いします。今回報告します請負契約は 2 件で、片島ポンプ場雨水滞水池新設(電気)工事、同じく(機械)工事について、条件付き一般競争入札により契約を締結するものです。

入札の執行に当たりましては業者選考委員会で審議し、「建設工事条件付き一般競争入札実施要領」に基づき、入札を行っております。

資料 1 ページの「片島ポンプ場雨水滞水池新設(電気)工事」は電気の専門工事で、8 月 6 日に入札を行い、9 0 7 9 万 6 6 5 0 円の予定価格に対して 7 7 1 7 万 7 1 0 0 円、落札率 8 4 . 9 9 % で、メタウォーター株式会社が落札しました。

この入札につきましては、7 者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、資料 2 ページの「片島ポンプ場雨水滞水池新設(機械)工事」は機械器具設置の工事で、同じ日に入札を行い、8 6 7 5 万 2 0 5 0 円の予定価格に対して 7 3 7 3 万 8 3 5 0 円、落札率 8 4 . 9 9 % で、株式会社ケイ・イー・エスが落札しました。

この入札につきましても、1 3 者の同額入札になりましたので、くじ引きで落札者を決定しております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」、報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします 5 件の工事は、鯉田井手ノ上用排水路改良工事外 4 件の土木一式工事でございます。

入札の執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、業者選考委員会において、4 件につきましては、土木一式工事の 等級に、1 件につきましては 等級に格付けされる要件等を決定し、入札公告を行い、入札を執行いたしました。

結果でございますが、資料 1 ページをお願いします。鯉田井手ノ上用排水路改良工事につきましては、2 2 者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格 1 億 1 5 2 6 万 2 7 0 0 円に対し、落札額 9 7 9 7 万 2 3 5 0 円、落札率 8 4 . 9 9 % で、小川土木工業が落札しております。

次に、資料 2 ページをお願いします。大谷池貯水施設改良工事につきましては、2 2 者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格 9 0 2 2 万 6 5 0 0 円に対し、落札額 7 6 6 9 万 2 0 0 0 円、落札率 8 4 . 9 9 % で、サンコーテックが落札しております。

次に、資料 3 ページをお願いします。オートレース駐車場調節池新設工事につきましては、2 0 者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格 8 7 3 4 万 2 1 5 0 円に対し、落

札額 7424万250円、落札率 84.99%で、岩永建設が落札しております。

次に、資料4ページをお願いします。愛宕調整池新設工事につきましては、19者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格 7759万2900円に対し、落札額 6595万3650円、落札率 84.99%で、荻原建設が落札しております。

次に、資料5ページをお願いします。三緒浦池貯水施設改良工事につきましては、22者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格 5332万4250円に対し、落札額 4532万5350円、落札率 84.99%で、伍成建設が落札しております。

なお、以上5件の入札につきましては、2者以上の同額応札がありましたことから、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「明星寺地区採石場周辺市道について」、報告を求めます。

土木管理課長

明星寺地区採石場周辺市道について、ご報告いたします。

平成24年7月21日、嘉飯山砂利建設株式会社及び太平建設有限会社から提出されました「特殊車両通行認定取消処分」への異議申立に対しまして、平成24年8月31日付で別紙資料のとおり、異議申立を却下する回答書を配達証明にて送付いたしております。資料の1・2ページが嘉飯山砂利建設株式会社、3・4ページが太平建設有限会社に回答いたしましたものでございます。

また、同じく平成24年7月26日に嘉飯山砂利建設株式会社から提出されました大型車の通行中止を命ずる「措置命令」への異議申立に対しまして、平成24年9月5日付で別紙資料のとおり、異議申立を棄却する回答書を配達証明にて送付いたしております。こちらの回答書につきましては、資料の5ページから7ページでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「市道上における人身事故について」、報告を求めます。

土木管理課長

市道上における人身事故について、ご報告いたします。

本件事故は平成24年7月29日午後6時頃、吉原町地内の市道 水袋・室瀬町線において、当事者が清涼飲料を自動販売機で購入するためにグレーチング蓋の上に乗った際、グレーチング蓋と当事者が側溝に落ち、その際、両足の打撲と擦り傷及び腰の打撲等を負傷したものでございます。

この事故によります損害賠償につきましては、現在、当事者と協議を行っております。

道路の点検、補修につきましては日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいりたいと思っております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。